

「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見

平成 21 年 7 月 29 日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記論点の整理（以下「本論点整理」という。）に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

【論点 1】 金融商品会計の範囲**[論点 1-1] 金融商品の定義等について**

(1) 金融商品の定義や金融商品会計の範囲について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

定義には大きな差異がないため今後の国際的動向に応じて検討するという、今後の方向性については同意する。

なお、我が国の会計基準では金融商品の定義はあるものの、会計処理については、有価証券、貸出金、など種類ごとに定められており、ゴルフ会員権のように法的形態から金融商品会計基準等（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）を含む。）の対象としているものもある。今後の検討に当たっては、そのような基準の構成自体の適否も含めて、定義及び適用範囲については議論されるべきであると考えている。

コンバージェンスを考える場合、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」と同様に、商品の法的形態により会計処理を定める現行の方法ではなく、金融商品の定義に合致するものには広く適用されるような方法に将来的には変更すべきであると考えている。しかし、基準構成の変更が金融商品会計基準の単独の見直しでは難しい場合には、大きな差異となっていないという現状に鑑み、優先順位を高くはないものとする方向性には同意するが、金融商品会計基準等を抜本的に見直す必要が生じる際には、基準の構成も含め、適用範囲についても整理されることが望ましいと考える。

[論点 1-2] デリバティブの定義について

(2) デリバティブの定義や特徴に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

デリバティブの定義を商品名による定義から特徴に焦点を当てた定義とするという今後の方向性に同意する。その場合、例えば、新株予約権証券のように金融商品取引法

に定義する有価証券であっても、デリバティブの特徴を満たすものについてはデリバティブであることも併せて定められることが望ましい。また、特徴に基づく判定を行う場合には、定義には合致するものの、デリバティブとして取り扱うべきでないものについての検討も必要である（例えば、市場の成熟していないデリバティブはその対象から除外するのといった、公正価値測定の信頼性の議論、金融保証及びローン・コミットメントの取扱い等について検討が必要と考える。）。

純額決済性の要件については、市場のない金融商品を基礎商品とするデリバティブが、純額決済の要件が外されることによってデリバティブに該当することになると考えられる。また、我が国の会計基準では、純額決済性の要件を充足していないことを理由に一部の契約がクレジットデリバティブとして会計処理されていない実態もあり、純額決済性の要件が外されることによってデリバティブに該当する対象が拡大することが考えられる。よって、純額決済性の要件の削除は、必ずしも実務的な影響が乏しいとは考えられないため、検討対象とすることが望ましいと考える。

【論点 2】 金融商品の測定

[論点 2-1] 測定区分の見直し

(3) デリバティブ以外の金融商品をどのような観点で区分すべきですか。また、具体的にどのように区分すべきですか。

我が国の会計基準においては、有価証券、債権といった法的形態を基礎として測定方法を定めているが、国際財務報告基準においては、金融資産を有価証券と債権といった法的形態に関わらず、4つに区分して測定方法を定めている（本論点整理第42項）。我が国においても、金融商品取引法上は有価証券として取り扱われるが、経済的実態が様々である信託受益権や流動性がほとんどない私募債など、法的形態による区分を行うことがかえって経済的実態の反映に対する制約となっているとも考えられる。このような点からは、国際財務報告基準と同様の測定区分を定めることを検討することが有効と考えられる。

なお、金融商品の測定区分の決定においては、以下の項目を検討すべきと考える。

- ・ 情報の信頼性

金融商品に関する会計情報の信頼性があるかという観点で、測定区分を検討する必要がある。

特に、非上場株式のように活発な金融市場が整備されていない金融資産を公正価値で評価する場合には、経営者の恣意性の排除が困難であり、その妥当性の検証が容易でないことから、その結果として導き出された会計情報は、信頼性のある情報とはならないおそれがある。

- ・ 会計情報の有用性

金融商品会計基準においては、保有目的等を全く考慮せずに時価評価を行うことが、必ずしも、企業の財政状態及び経営成績を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられることから、経営者の意図を反映して保有目的に応じた処理方法を定めている（金融商品会計基準第66項）。ただし、経営者が会計情報の操作を意図して企業の営む経営活動の適切な評価に結びつかない会計情報を産み出す可能性も排除できない。

したがって、現行の金融商品会計基準における測定区分を維持する場合には、そのような経営者の操作を排除するための制約（金融商品実務指針における保有目的変更に関する制約と同等のものなど）が引き続き必要と考えられる。

(4) 売却可能金融資産（その他有価証券）の分類を縮小又は削除する可能性についてどのように考えますか。それは金融商品会計の複雑性の解消にどのように役立ちますか。

国際的な会計基準の動向を踏まえ、売却可能金融資産の縮小又は削減の考え方を検討しておくことは有益であるという提案に同意するが本論点整理第59項の提案については以下のように考える。

- (1) の考え方 現行の会計基準と比較すると売却可能金融資産がなくなるという取扱いであると理解されるが、売却可能金融資産は維持すべきと考える（質問(5)に対する回答参照）。
- (2) の考え方 市場性の有無のみで測定区分を決定することは、経営者の意図と整合しない測定方法が適用される可能性があり、この結果、企業の事業活動の評価に資する有用な会計情報という観点は満たさないおそれがある。また、金融商品実務指針第51項のように「市場」の概念が取引所に限らず広く規定されるのであれば、市場で取引される可能性があっても、実際の売買事例が極めて少ないなど、市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）と考えられる場合もあり得るため、このような場合（市場性がなくなった場合）の取扱いにより複雑性が増す可能性がある。
- (3) の考え方 この考え方は経営者の意図を尊重しつつ、調達側の負債の性質に見合った一定の運用及び当該負債の会計処理との整合性を求めるなど一定の制約を課す考え方と理解される。経営者の意図を尊重する点は企業の事業活動の評価に資する会計情報を生成するという観点に適合すると考える。ただし、経営者の恣意性を排除する必要があることに加え、「調達側の負債の性質に見合った一定の運用」をどのように定義するかについて、様々な考え方があると考えられるため、これらを考慮した十分な規定を整備する必要があると考えられる。また、このような合意された基準を新たに設けることにより金融商品会計の複雑性が増す可能

性があり、当初の目的を達成するかは疑問である。

また、株式の測定区分を縮小又は削減するという本論点整理第61項の提案については以下のように考える。

- (1) の考え方 売却可能の区分を削減し、一部を売買目的とする考え方と理解されるが、売却可能金融資産は維持すべきと考える（質問(5)に対する回答参照）。
- (2) の考え方 売却可能の区分の一部を取得原価評価とする考え方と理解されるが、経営者の恣意性を排除することを考慮した十分な規定を整備する必要があると考えられる。また、このような基準を新たに設けることにより金融商品会計の複雑性が増す可能性があり、当初の目的を達成するかは疑問である。

(5) 売却可能の分類を維持すべきと考えますか。その場合、どのような金融商品をこの分類に含めるべきと考えますか。

売却可能の分類を維持すべきと考えるが、現行の売買目的有価証券をより広くとらえられるように定義を見直すべきと考える。

我が国の会計基準では、金融商品の測定区分について、保有目的等を全く考慮せずに時価評価を行うことが、必ずしも、企業の財政状態及び経営成績を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられることから経営者の意図を反映して保有目的に応じた処理方法が採用されている（金融商品会計基準第66項）。その観点から、現行の混合測定属性をベースにすることは適切と考えられるが、売買目的有価証券について金融商品会計基準や金融商品実務指針第65項のように範囲を限定的に捉える基準上の制約が見られる。しかし、その他有価証券として保有する有価証券について、多くの売買を行っている企業もあるため、事業遂行上売却の制約がなく、満期まで保有することを意図しない金融資産（市場の状況によっては機動的な売却を意図している有価証券）について、売買目的有価証券の分類に含める対象を拡大することが考えられる。

[論点 2-2] 公正価値オプション

(6) 公正価値オプションについてどのように考えますか。

公正価値オプションは、投資の性質に応じて評価方法を定めるという原則に対する例外を設けることになるものではあるが、我が国の会計基準と国際的な会計基準との重要な差異の1つであり、また、現行の測定区分や測定方法に起因する会計上のミスマッチを削減し、複雑な測定を緩和する意義も認められることから、その導入について検討を行うことが適切であると考えられる。

[論点 2-3] 保有目的区分の変更

(7) 保有目的区分が現行どおりに継続した場合、実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の処理は今後も維持すべきでしょうか、見直すべきでしょうか。

公正価値による振替が行われる限り、実務対応報告第26号の処理が認められたとしても大きな弊害はないものと考えられる。また、企業が保有目的の変更を行うことが合理的である限りにおいては、保有目的の変更を会計処理上も反映させることが合理的であり、このような観点からは、実務対応報告第26号の処理は今後も維持すべきと考える。一方、企業が保有目的の変更を行うことが合理的であるという状況は極めて稀であると考えられるので、基準の策定に当たっては、企業が安易に、また恣意的に振替を行うことがないような規定とする必要がある。

(8) 特に、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替について、どのように考えますか。

その他有価証券から満期保有目的の債券への振替の要件についても、企業が安易に、また恣意的に振替を行うことがないような規定とすることを前提に、容認することができるのではないかと考える。

(9) 区分間の振替に関して、企業の保有目的を考慮した測定区分の意義（意思決定との関連性）と恣意性の排除（信頼性）のバランスを踏まえて、また、ヘッジ会計との関連も含めて総合的に見直す必要がありますか。

区分間の振替に関する規定の策定に当たっては、質問で示されたような観点を十分に考慮することが適切であると考えられる。

[論点 2-4] 減損処理の取扱い

(10) 我が国の減損処理の基本的な考え方について、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

資産の減損処理について、収益性の著しい低下に伴い投資の回収が見込めなくなった場合に、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を切り下げる処理であるという考え方は、金融資産に限らず当てはめることができるものであり、基本的な考え方としては維持すべきであると考えられる。

ただし、金融商品については、収益性の低下が著しくなくても、投資の全額回収が見

込めない可能性が高くなる場合があり、そのような場合において、将来に損失を繰り延べることは適切ではないため、投資の回収が見込めなくなる蓋然性に重きを置く考え方に見直すべきであると考えます。

(11) 減損損失の認識及び測定としてどのような方法が適切と考えますか。

金融商品に限らずそれぞれの資産の会計処理は、基本的に、投資の性質に対応して定められていると考えられることから、収益性の低下の有無の判断や減損損失の測定額についても、投資の回収形態を反映することが適切と考える。質問(10)に対する回答のとおり、減損処理は、投資の回収が見込めなくなる蓋然性に重きを置くべきと考えるが、その場合、経営者の判断に依存する程度が高くなることから、財務諸表の比較可能性を確保するため、判断指針を明らかにすることが望まれる。

持分金融商品、負債性金融商品（債権を含む。）のそれぞれについて適切と考える減損損失の認識及び測定の方法は、以下のとおりである。

① 持分金融商品

公正価値のある持分金融商品については、公正価値の下落の程度及び当該下落が一時的であるかどうかにより投資の回収ができない蓋然性が高いと判断される場合を減損損失の認識要件とし、帳簿価額と公正価値の差額を減損損失とすることが適切と考える。

公正価値を把握することが極めて困難と認められる、又は、公正価値が信頼性をもって測定できない持分金融商品については、発行体の財務状況の悪化の程度及び当該悪化が一時的であるかどうかにより投資の回収ができない蓋然性が高いと判断される場合を減損損失の認識要件とし、帳簿価額と実質価額の差額を減損損失とすることが適切と考える。

子会社株式及び関連会社株式については、事業投資であるため、個別財務諸表においても、金融資産としての減損損失の認識及び測定の方法を適用することは適切ではないと考える。

② 負債性金融商品（債権を含む。）

貸借対照表価額が公正価値により測定される負債性金融商品については、発行体の財務状況の悪化などの信用リスクの増大による公正価値の下落、当該負債性金融商品の売却可能性、及び公正価値の下落が一時的であるかどうかにより投資の回収ができない蓋然性が高いと判断される場合を減損損失の認識要件とし、帳簿価額と公正価値の差額を減損損失とすることが適切と考える。

貸借対照表価額が公正価値により測定されない負債性金融商品については、発行体の財務状況の悪化などの信用リスクの増大により元利金の全額を回収できない蓋然性が高い場合に減損損失を認識することが適切であると考えます。減損損失の測定方法については、債権の元本及び利息について将来の元本の回収及び利息の受取りを合理的

に見積り、当期末までの期間にわたり当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を減損損失とする方法を原則とすることが適切と考える。ただし、観察可能な市場価格、又は担保により回収を図ることが期待される貸付金については担保の公正価値を用いて減損損失を測定することも代替的な方法として認めることが適切と考える。なお、減損損失に関する会計処理の方法は、直接減額によることが適切と考える。

(12) 減損損失後の会計処理に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

本論点整理第118項に示されているように、減損損失の戻入れについては、減損処理の意味や減損損失の認識要件とも合わせて検討することが適当であると考えられる。

質問(10)及び質問(11)に対する回答を前提とした場合、持分金融商品については、減損処理の戻入れを認めず、負債性金融商品については、発行体の財務状況の改善などにより信用リスクが減少すれば契約条件どおりの元利金の回収が期待できるため、当初取得原価を基礎とした償却原価を限度として、減損処理の戻入れを認めることが適切と考える。

[論点 2-5] 複合金融商品の区分処理

(13) 複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理の要件として、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かではなく、現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考えますか。

現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考える。

現物の金融商品と経済的性格及びリスクの関連性がない組込デリバティブを一体処理した場合、組込デリバティブにより作為的に現物の金融商品の経済的性格が全く異なるものに返還され、当該複合金融商品を一体処理すると組み込まれたデリバティブのリスクが財務諸表に適切に反映されなくなる可能性があり、またそのような商品が組成されていると考える。

我が国の会計基準においても利付金融資産又は金融負債に物価指数に係るデリバティブが組み込まれている場合には区分処理を要しないこととなる場合があるが、この取扱いは、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かとは異なる観点から導かれる方が自然であり、現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した要件を設けることで、その取扱いを適切に説明することができる。

【論点 3】 ヘッジ会計**[論点 3-1] ヘッジ会計の意義**

(14) ヘッジ会計の意義やヘッジされるリスクについて、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

ヘッジ会計については、会計に複雑性をもたらす大きな要因であり、将来的には廃止も1つの選択肢であるとの認識には同意するが、全面時価会計について合意がない現段階では必要なものであり、また、現段階においては廃止といった大きな変化に対する準備は財務諸表利用者の間でもできていないと考えられることから、存続すべきと考える。

なお、会計の複雑性の低減のためにヘッジ会計の対象となるリスクを特定のリスク（例えば本論点整理第143項で説明されている金利リスク及び為替リスク）に限定することも考えられるが、この2つのリスクに限定することの理論的な根拠は希薄であり、これ以外のリスク（例えば特定のコモディティ）をヘッジ対象とするヘッジ会計を相応の規模で実施している企業もある。また、ヘッジされるリスクとして、今後も多様なものが出て来る可能性を考えると、ヘッジされるリスクを限定するのは妥当ではなく、合理的に定量化可能であればヘッジされるリスクとして認めるべきとする現行規定は維持されるべきと考える。

ヘッジ会計における複雑性の大部分は有効性の評価及び測定から生じているものと考えられ、そのうち有効性の評価に関する厳格な要件を緩和することによって、複雑性は大幅に緩和されるものと考えられる。

[論点 3-2] ヘッジ会計の方法

(15) ヘッジ会計の方法を見直すべき点があるとするならば、どのような方法が適切と考えますか。

また、ヘッジ会計の方法としては、非有効部分を全て損益認識する会計処理を強制すること、及び公正価値の変動をヘッジする場合には、複雑性の緩和という観点から、国際財務報告基準における公正価値ヘッジの処理によるべきと考える。

後述のように、ヘッジ会計の複雑性を緩和するためには、有効性評価の緩和が必要であると考えられる。しかし、有効部分とともに非有効部分も繰り延べられるという現在の会計基準では、有効性評価の結果が重要な意味をもつこととなる。したがって、有効性評価の緩和によりヘッジ会計の複雑性を緩和するためには、非有効部分を全て損益認識する会計処理を強制することが必要である。また、我が国の会計基準のようにヘッジが有効な場合に損益を繰延べる処理は、上記の非有効部分の損益認識を前提とすると、

別途非有効部分を算定する必要が出てくるため、なるべくその適用範囲を限定すべきと考える。

(16) 金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理のようなヘッジ会計における合成商品会計は見直す必要がありますか。

デリバティブは金融資産又は金融負債であり、時価評価すべきという原則に反すること、及び国際的な潮流との整合性から金利スワップの特例処理や振当処理は廃止すべきであると考ええる。

[論点 3-3] ヘッジ会計の簡素化の可能性

(17) ヘッジ会計は複雑と考えますか。もし複雑であれば、どのように対処すべきと考えますか。

ヘッジ会計は基準の複雑性の一要因となっていること、文書化や有効性の判定などの実務上の煩雑などを考慮すると、複雑であるということには異論はない。

この複雑性を解消するため、国際的な会計基準の動向に配慮しつつ、廃止自体を含めて検討することも有用と考えるが、既に我が国の実務に幅広く適用されており、費用収益対応による損益情報の有用性向上というヘッジ会計の意義を考慮すると、現時点では継続を前提として、より実務に配慮する形で簡素化の方向性を検討すべきであると考えられる。具体的には、質問(18)に対する回答が主な対処となると考えられる。

(18) ヘッジ会計における文書化、有効性、ヘッジ指定解除、部分ヘッジについて、簡素化やその他の観点も踏まえ、どのような改善が適切と考えますか。

ヘッジ会計における有効性及びヘッジ指定解除について、適切と考えられる改善案は以下のとおりである。

- ・ 有効性について

事後の有効性の判定方法については、詳細な指針が必ずしも整備されておらず、実務上の負担、煩雑さの原因ともなっている。より詳細な指針、事例などの充実を行うことにより、ヘッジ会計を維持しつつ、実務の負担を軽減することも考えられる。

また、指針の充実と合わせ、本論点整理第190項及び第191項に示されているとおり、

- ① 事後の判定レベルを「高い有効性」から緩和する。
- ② 事後の有効性をヘッジ会計の要件とせず、将来、有効性があると予想されるかどうかの定性的な判定のみとする。
- ③ 定量的な有効性は、必要な場合を除いて算定しないこととする。

などの有効性の緩和の可能性を、国際的な会計基準の動向に配慮しつつ、非有効部分の損益認識と合わせて検討していくことは有用と考える。

- ・ ヘッジ指定の解除について

ヘッジ指定の解除については、ヘッジ会計適用の中止の要件として「指定の取消し」が明確に規定されていない一方、実務上「指定の取消し」が認められているケースもあり、ヘッジ会計適用の中止に関する指針の充実などにより実務の負担軽減を図ることも検討すべきと考えられる。

また、本論点整理第219項で示されているとおり、公開草案「ヘッジ活動に関する会計処理－SFAS第133号の改正」では、ヘッジ指定の解除について、ヘッジ会計適用の中止の要件から削除する提案が行われており、今後、国際的な会計基準の動向にも配慮しつつ、有効性要件の緩和（本論点整理第190項）等の論点との整合性も含め、総合的に検討していくことは有用と考える。

[論点 3-4] 包括ヘッジ

(20) 包括ヘッジについて見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

有効性評価の緩和を行った場合、金融商品実務指針第152項の要件についても緩和が可能か検討する必要があると考えられる。

[論点 3-5] ヘッジ会計に関連する開示

(21) ヘッジ会計の開示について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

定量的開示を国際的な会計基準並みに充実させるという方向性に同意する。

その他

現行の金融商品会計基準では、ローン・パーティシペーションやデット・アサンプションについて、当分間の取扱いとして消滅認識を認めているが、国際的な会計基準の動向も踏まえた上で、その取扱いの見直しの要否を検討する必要があると考えられる。

以 上